

■会期延長 ～働き方改革法案は？来週の審議どうなる？

■高プロも過労死ライン上限規制も制度設計穴だらけ

★官邸・与党への抗議メール・FAX を！

★過労死根絶・格差是正の請願署名へのご協力を！

★行動日程

■会期延長 ～働き方改革法案は？来週の審議どうなる？

◆6月19日（火）に開かれた参議院厚生労働委員会。そこでは、立憲、共産、社民の野党委員から「明日は会期末。過労死促進の『働き方改革一括法案』は廃案にせよ。出直してくるべきだ」との意見がだされました。国民の委員からも「高プロは廃案に」との意見がでていました。

ところが、与党は20日、働き方改革一括法案やカジノ実施法案、党利党略的な参院選挙制度法案などの悪法の成立を狙い、会期を7月22日まで延長しました。これに対し、日本共産党、立憲民主党、国民民主党、無所属の会、自由党、社民党の野党5党・1会派は一致して反対しました。

直前の議院運営委員会での理事会ですら、与党は会期延長を野党に打診せず、「会期末処理」とだけ言っていたとのこと。事後、「だまし討ちだ」と野党が批判をすると、与党側理事は「我々も19日には（延長措置を）知らなかった」などと言いつけをしたそうです。民主的議会運営のための慣行を平気で踏みにじり、権謀術数のために平気でうそをつく。これは、かつてないことであって、安倍・自民党の民主主義軽視体質の深刻さを物語るエピソードです。

◆会期延長の余波で、6月21日の各委員会は飛びました。予定されていた木曜定例の参議院厚生労働委員会も流れました。

来週からの法案審議はどうなるのか・・・？

来週は飛ぶのでは？などといわれていましたが、22日夕方、与党と野党（国民）との間で、25日に予算委員会の集中審議が行われることで合意が成立しました。

参議院の厚生労働委員会は、定例日の26日（火）に首相出席のもとで開催されるとの話も、委員会の野党筆頭理事（国民・小川議員）と与党理事との間で成立したようです。

しかしこの合意に対し、参院厚労委の他の野党委員が反発。「来週火曜で審議打ち切りは拙速。まだ多くの論点が残されており、徹底審議すべき」ということで、抗議の声があがっています。

月曜の野党理事懇で、野党筆頭理事と他の理事で再度話し合いが行われ、理事会の結論に影響する可能性もでてきました。

参議院厚生労働委員会の委員に対し、「法案は穴だらけ。会期延長したのだから徹底審議を！高プロは廃案に！」などの声をよせましょう（FAX、メール、電話、訪問なんでも可）。

◆働き方改革一括法案の審議では、衆参での野党議員の奮闘により、高プロ制度、過労死ラインの残業上限規制制度を中心として、多くの問題点が明らかにされてきました。加藤厚労相や山越労働基準局長の「ご飯論法」「信号無視論法」とも称される「ごまかし、すり替え、はぐらかしの答弁」のために、制度の実際について、基本的なことを確認するだけでも、実に長い時間がかかるわけで、野党議員は非常に苦勞して法の欠陥ぶりを証明してきています。

しかし、多くの人たちは、法案の危険性も、ご飯論法という劣悪な対応ととっている政府の姿勢についても知りません。

与党は1か月におよぶ会期延長をした以上、法案は徹底審議するべきです。

私たちは、今週末から月曜にかけて、少しでも多くの人に法案の欠陥を知らせ、「高プロは廃案に！法案の徹底審議を」「過労死ラインの残業上限引き下げを！真の同一労働同一賃金の実現を！」といった声が、全国各地からあがり、ネットでも飛び交うよう、運動を強める必要があります。

各地でのご奮闘をお願いします。

※「信号無視」のモリカケ答弁 首相の言葉「赤」が3割（朝日新聞 6月18日）

<https://digital.asahi.com/articles/ASL6D7VXCL6DUTFK01P.html>

■高プロも過労死ライン上限規制も制度設計穴だらけ

◆この間の法案審議をとおして、高度プロフェッショナル制度や時間外・休日労働の上限規制の制度設計上の不備・問題点、立法根拠の崩壊・虚偽答弁問題が明らかになってきています。

以下、いくつか目立った論点を紹介します。

1) 高度プロフェッショナル制度

①裁量付与規定がない問題

厚労大臣は「交渉力のある高度専門職の人は、時間を自分のスタイルで管理して成果をだす」、「時間や場所にとらわれない、自律的で創造的な自由な働き方を可能にするという制度」と答弁しているが、法案には裁量を付与規定（労働時間の配分について業務命令を禁じる規定）がない。その点を野党から指摘され、政府は「働く時間や場所を指示できないとする規定を省令で定める」と答弁を修正した。しかし、法案趣旨の重要な部分が法文に書かれないのは制度の欠陥との追及には、向き合わないままとまっている。

②過労死ラインをはるかに超える長時間労働が可能となる問題

年間 6000 時間を超える労働も合法との批判に対しては、加藤厚労相は「そのような働き方は法案の趣旨ではない」などとかわしながら、最終的には排除されないことを認めた。一方で「働き過ぎとならないよう、健康確保措置をとっている」などとの答弁を繰り返しているが、4 週 4 日の休暇付与規定は、起算点の最初と最終に各 4 日を集中させれば、24 時間労働を 48 日連続させることも可能であることは否定できず、認めている。その際の「言い訳」として、「月 100 時間をこえると医師の面談を義務付けている」との答弁も繰り返されているが、面談は 100 時間を超えた時点でなされるわけではない上、医師の診断は高プロ対象者を直接救済させる効果がない（制度からはずれる業務命令が義務化されていない）ことも判明している。

③労働時間管理外し問題

労働時間管理をしなくなることの悪影響が繰り返し指摘されている。導入要件としての「健康管理時間」は、「労働時間」ではなく、労働時間の管理・記録義務は付されていない。そのため、過去の労働時間を明らかにすることができなくなり、労災認定はきわめて困難となる。この指摘には政府はまともに答えられず、「PC の記録の洗い出しをするから従来と同じ」などと強弁してすませている。

④本人同意・同意撤回、契約解除問題

衆議院では本人が同意を撤回できる制度を、労使委員会の議決事項＝制度導入要件とする修正を行う旨、大臣答弁を行っている。しかし、不同意や同意の撤回に対する報復として、解雇や労働条件の不利益変更がなされた場合も、罰則などはなく、行政対応は行えずに「司法救済」を個人として求めるしかないことが明らかとなっている。

高プロは採用時点から適用可能なため、採用時の要件として「高プロ同意」をせまることも可能。

高プロ対象から外れることを、使用者から一方的に命じることはできず、労働者の同意が必要との答弁あり。しかし、同意が当初の労働契約で予め取り付けられていた場合の法的判断は不明。

⑤年収要件の水準の低さ・あいまいさ問題

政府は「使用者から支払われると見込まれる賃金の額を一年当たりの額に換算した額が基準年金平均給与額の三倍の額を相当程度上回る水準として、厚生労働省令で定める額以上

であることを規定している。具体的な額は、労働基準法第十四条に基づく告示の内容を参考に、法案成立後、改めて審議会で検討の上、省令で規定する。1075万円を念頭に検討をしている」と答弁している。「3倍を相当程度上回る」の解釈は幅があり、具体的な金額は省令で改変可能。

また、給与の構成は、「基本給」ではなく、通勤手当など業績連動などしない各種手当も含む上、支払い形態などは労使任せ。時間当たり賃金が最低賃金を下回らなければ、月額20万円で年末に800万円の一時金というやり方も合法（もっとも労働時間算定ができなければ最賃違反のチェックも不能）。

「本人同意の撤回」や「使用者側からの解除」などをして、途中で高プロ対象から外れた場合の給与保障（収入要件の処理）は未定。

2) 時間外・休日労働の上限規制問題

①過労死ラインの上限規制を設定する問題

労基法が過労死が多発している水準の時間外労働を合法として明記することは、そもそも労基法第1条違反、

使用者が労基法を理由として過労死ラインの残業を命じる可能性があること、労災認定や労災についての損害賠償裁判に悪影響を及ぼすおそれがあることなどが指摘されている。

しかし、政府は「これは長時間労働を是正するためのスタートライン」「連合と経団連の合意によるもの」との答弁に終始。

②月160時間の時間外労働も合法である問題

月の上限100時間は起算点を設けるので、月末と翌月はじめに時間外・休日労働を集中させれば実質、月160時間もの残業も合法となることを野党に指摘され、認めざるを得ない状態となっている。

③時間外労働の「原則月45時間」が機能しない問題

月45時間の原則を超えた36協定が特例として申請された場合、その妥当性を労働基準監督署が厳しくチェックするのか、との野党の質問に対し、「上限時間までの協定を安易に締結するのではなく、月45時間、年360時間の原則的上限に近づける努力が重要。可能な限り労働時間の延長を短くするため、労働基準法に根拠規定を設けて指針において労使に必要な助言、指導を行い、労使の取り組みを促す」などと答弁。しかし、指導で協定の内容を引き下げられるのか、との追及に対しては、「労使で検討した結果は尊重して受理する」と答弁。時間外労働の原則的上限の効果はほぼ期待できないことが明らかに。

④100時間未満上限規制と副業・兼業問題

複数企業で仕事をした場合、どの時点で罰則付きの上限を超えたことになるのかとの質問に対しては、「最後に100時間となる残業を命じた企業」と答弁。しかし、違法に踏み込んだかどうかを誰がチェックするのかについては「労働者が自分で管理」と答弁。

★与党への抗議メール・FAX を！

◆「働き方改悪一括法案」について、来週採決の動きがあります。
重大な局面を迎えています。強行採決阻止、高プロを廃案に！職場のみなさんの声を与党
とにぶつけましょう。

●メール要請（案文）

「働き方改革法案は徹底審議をおこなってください。
過労死促進・死んでも自己責任の『高度プロ』は廃案にしてください。
時間外労働の上限規制はもっと引き下げてください。月 100 時間未満では、過労死を容認
してしまいます。
同一労働・格差容認の法整備は政府の約束違反です！同じ仕事なら非正規にも正規と同じ
賃金を支払うような法改正をしてください。
雇用対策法の改悪には反対です。生産性向上の名のもとに労働強化・リストラを促進しな
いでください。
労働者保護法からはずれる『雇用されない働き方』を普及しないでください。」

●宛先

参議院厚生労働委員会委員長 島村 大（しまむら だい）議員（自民党）
FAX 03-6551-0415

参議院厚生労働委員会野党筆頭理事 小林 正夫 議員（国民民主党）
TEL：03-6550-0406（直通）
FAX：03-6551-0406
<https://www.facebook.com/参議院議員-小林正夫-1481395875514681/>

参議院厚生労働委員会委員 石橋みちひろ 議員（立憲民主党）
TEL：03-6550-0523
FAX：03-6551-0523
<https://www.facebook.com/i484.jp>

首相官邸（ご意見募集）
FAX 03-3581-3883
https://www.kantei.go.jp/jp/forms/goiken_ssl.html

加藤厚労大臣 議員室
FAX 03-3508-3289

自由民主党本部 FAX 03-5511-8855

<https://www.jimin.jp/voice/>

(ホームページ上で書き込み)

公明党

<https://www.komei.or.jp/contact/>

(ホームページ上で書き込み)

以上

////////////////////////////////////

発 行

労働法制中央連絡会・事務局長 伊藤

tel 03-5842-5611

fax03-5842-5620

〒113-8462

文京区湯島 2 - 4 - 4 全労連会館 4 F

kh@zenroren.gr.jp

////////////////////////////////////